

がん診療連携拠点病院等の指定の考え方

1. 指定要件について

指定に当たっては、原則、「がん診療連携拠点病院等の整備について」（平成26年1月10日付け健発0110第7号厚生労働省健康局長通知）（以下「指針」という。）に定める要件を充足していることとする。

2. 2次医療圏とがん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院の考え方について

指針において、「都道府県拠点病院にあっては、都道府県に1カ所、地域拠点病院にあっては、2次医療圏（都道府県拠点病院が整備されている2次医療圏を除く。）に1カ所、地域がん診療病院にあっては基本的に隣接する2次医療圏のがん診療連携拠点病院との連携を前提にグループとして指定（以下「グループ指定」という。）することにより、がん診療連携拠点病院の無い2次医療圏に1カ所整備するものとする。また、特定のがんについて、当該都道府県内の最も多くの患者を診療する特定領域拠点病院を整備するものとする。ただし、当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の整備がより一層図られることが明確である場合には、この限りでないものとする。」と定められている。

（1）がん診療連携拠点病院について

a) ただし書きについては、これまでの検討会を踏まえると、以下のような場合が考えられる。

- 当該病院を指定することによって、当該医療圏や都道府県のがん診療体制に期待される相乗効果が、都道府県の推薦意見書に数値目標などを用い記載されていること。
- 多くのがん患者を診ていることや当該2次医療圏の人口が多いということだけでなく、がん患者の通院圏域、拠点病院間の役割分担、多くのがん患者が他の2次医療圏より流入するなど隣接する医療圏との関係等について、都道府県より十分な説明があること。

b) 診療実績がない場合の考え方について

- 指針において、「我が国に多いがん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんをいう。以下同じ。）及びその他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線治療及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療及び緩和ケア（以下「集学的治療等」という。）を提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療（以下「標準的治療」という。）等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。」と定められている。
- 「集学的治療及び緩和ケアを提供する体制」については、これまで肺がん等で報告期間において診療実績（特に手術）がなくとも、当該医療圏の状況等を勘案し指定された病院はある。

(2) 特定領域がん診療連携拠点病院について

指針に基づく新設の病院。原則、がん診療連携拠点病院の要件を満たすことが求められる（がんの種類に応じて必要な治療法が異なる可能性があるため、指定にあたっては地域がん診療連携拠点病院の要件のうち満たしていない項目がある場合には、個別に指定の可否を検討する。）。

特定のがんについて当該都道府県内で最も多くの患者を診療していることについて、具体的な数値を用いつつ説明が求められる。

(3) 地域がん診療病院について

指針に基づく新設の病院。地域がん診療病院は、がん診療連携拠点病院のない2次医療圏に、がん診療連携拠点病院とのグループ指定により原則1箇所整備することとしている。当該病院を指定することによる当該医療圏や都道府県のがん診療提供体制に期待される相乗効果や、グループとなるがん診療連携拠点病院との連携内容について、説明が求められる。